

地域活動支援センター等通所交通費助成

のお知らせ



恵庭市では病気・障害の克服を目指して交流や作業、生活訓練等に通われている皆様の経済的な負担を軽減し、回復のお役に立てただけことを願って、通所の交通費を助成しています。

***助 成 内 容** 自宅から公共交通機関を利用して訓練に通所されている、最も経済的な経路および方法による往復交通費の半額を助成します。
(ただし、1 か月の往復交通費が定期代を超える場合には定期代の半額が上限となります。)

※タクシー、自家用車は含みません。

***対 象** 市民の方（市内に居住し、恵庭市に住民票がある方）で、精神障がいのため、市内・市外にある次の施設に通われている方。

①地域活動支援センター

②障がい福祉サービス事業所（就労継続 A、B、就労移行支援、生活訓練など）

③精神障がい者地域生活支援センター

下記のように他の交通費助成や割引を受けられる方は対象になりません

▲精神障害者保健福祉手帳をお持ちで助成を受けられる交通機関を利用の場合
(例：恵庭市内エコバス、札幌市営地下鉄)

▲通所先の事業所に送迎があるが、自己都合で交通機関を利用している場合

▲通所先の事業所で交通費が支給される場合

詳しくはご相談ください

***申 請** 所定の申請書を提出してください。

◆振込先金融機関確認のため通帳またはキャッシュカードの写し添付

◆助成することが決まり次第、決定通知を送付いたします。

***請 求** 毎月、請求書を提出してください。

***助 成 金** 助成金は請求のあった日の月末までに口座に支払います。

***請求書提出方法** ※申請書、請求書は持参もしくは郵送で提出できます。

? お問合せ・申請請求先



恵庭市保健福祉部障がい福祉課

恵庭市京町 1 番地 TEL (0123) 33-3131 FAX (0123) 32-1155